

坂本村の

生い立ち

成瀬 豊

坂本村の生いたち

成瀬 豊

「ふる雪や明治は遠くなりけり」

この句は、俳人中村草田男の昭和13年頃の有名なものですが、今ではそれより「もっと」明治は遠くなりました。

その明治ご一新が始まったのは今から123年前の慶応3年(1867)10月14日、時の將軍徳川慶喜が、政權奉還の奏上に始まり、その年12月19日「徳川内府従来御委任の大政返上、將軍職辞退の兩条、今般断然聞こし召されて候」云々と言う所謂王政復古の「大号令」によって、まず、天皇と諸大名の「中間」の將軍制がなくなり、続いて翌慶応4年(1868)9月8日「明治」と改元されました。

明治2年(1869)6月17日の「版籍奉還」に続き、明治4年(1871)7月14日の「廢藩置縣」で諸大名の領地、領民は奉還させられ、しまいには領地の知藩事も解職させられて、身柄も「東京貫屬」として東京に召還され、旧領地から完全に引き離されることになり、ここに天皇と良民との「中間」に会った「諸大名制」というものが取り払われて、一君万民の体制が一応成立して、明治ご一新の時代が到来したのであります。

寛永10年(1633)以来、二百有余年の鎖国から目覚めたわが国は、近代国家に脱皮するため、明治政府は矢継ぎ早に数々の制度の改革を打ち出しました。2~3のことを年を追って上げて見ますと、明治2年(1869)1月20日には全国の街道にあった「関所」を廢止して自由に旅をすることが出来るようになりました。

また、版籍奉還によって公卿諸侯の制を廢止して華族としました。さらに翌明治3年平民の苗字を許可しました。

明治4年5月、新貨条例を發布して、純金1、5gを円、円の百分の一を錢、錢の十分の一を厘、金貨を本位、銀貨を定位とすることとなり、二十円、十円、五円、一円の金貨を製造して、その補助貨幣として一円、五十錢、二十錢、十錢、五錢の銀貨、二錢、一錢、半錢、一厘の銅貨を發行しました。

7月には司法省や文部省を設置しました。11月22日には全国を三府七十縣(現在は一都二府四十七縣)としました。美濃国では笠松縣のほか岩村、苗木、大垣、郡上、加納、今尾、野村、高富などの諸縣を廢止して、岐阜縣を置くことになりました。

そこで縣では縣内を12大区、175小区に行政区制を布きました。

茄子川村、千旦林村は駒場村、手賀野村、中津川村、落合村と共に第十二大区八小区に所属することになりましたが、この区制は明治12年に群制が布かれるようになると廢止されました。

明治5年4月 庄屋、組頭、百姓総代などの村役人制度も廢止して、戸長、副戸長制度を設けました。(五人組は明治10年頃までありました)

茄子川村では元木曾方庄屋であった篠原長八郎が戸長となり、副戸長には元庄屋、倉田亀右エ門と藤井久左衛門が選ばれました。

これらの戸長はまず、前年4月に施行された「戸籍法」によって戸籍の作成に取りかかり、

これを完成させましたが、明治5年は「壬申（ミズノエサル）」の年でありましたので、これを「壬申戸籍」（ジンシンコセキ）と言います。これが現在の戸籍の基本となったのです。

その当時の両村の家数と人口は、茄子川村192軒894人、（男454人、女440人）千旦林村113軒534人（男268人、女266人）でした。

また8月には学制が發布されたので、翌年各村々に小学校または義校が開校されることになりました。

11月には旧来の陰暦を廃止して太陽暦が採用されました。即ち 明治5年12月3日をもって明治6年1月1日としました。

明治新政府は廃藩置県によって全国の土地や人民が新政府の統轄下になりましたが、国家財政の基礎となる租税の根拠としての土地制度を確立するために土地台帳を作ることが必要となり、また封建的な農政を改めるため農民の土地所有を認めると同時に、土地の永代売買禁止を解除しました。農民耕作の自由を許可下のです。

その為には、まず地券を発行して地券調査を行い、その代価に従って地租を課税することにしました。これらの調査、調整の仕事は戸長の重要な仕事となりました。

地券発行の基礎となる検地が明治7年2月から行われて、地位・収穫それにより地価の調査が行われて土地台帳が編成されました。

地租はその地価にかけられるので、土地丈領の正否は農民の負担に大きく関係するため、長い間、何度も修正され、その都度戸長、副戸長は笠松役所に出向きました。（篠原文書）

恵那郡の地検取締掛には岩村戸長浅見与一エ門が任命され、地租掛付属も命ぜられました。

地租は始め地価の百分の三パーセントでしたが、これに対し明治8年から9年頃農民一揆が各地で置きたため、明治10年5月、税率を一時2、5パーセントに引き下げました。（土地台帳が出来たのは明治9年、地券が交付されたのは明治11年（1877）でした）

この民選戸長は明治17年官選戸長となるまで続きましたが、それまでの戸長を資料により挙げてみると次の通りです。

茄子川村		千旦林村	
明治5年	篠原長八郎	明治6～7年	林 源蔵
6年	鈴村平五郎		副 熊谷善左衛門
7年、8年	篠原長八郎	8年	幸脇孫左衛門
9年	鈴村平五郎	9～10年	幸脇又右エ門
10～11年	篠原長八郎	11年	岩久銀助
12～14年	倉田利左エ門	12年	鈴木房吉
15～17年	篠原利平治	13～14年	向井七兵エ
		15～16年	富田駒吉

また、戸長役場はそれぞれの戸長宅でした。

明治17年までの内に行政上やその他の事柄について拾ってみると、

1. 日曜、土曜半休制 （明治9年3月施行例が出た）
2. 明治12年3月 県下の大小区制が廃止されて16の郡役所が設置され郡戸長が任命された。

恵那郡の初代郡長は山村良貴（ヨシタカ）

郡役所は当初大井に置かれて、郡内63ヶ村が統括されたが明治14年1月15日から中津川村に変更された。

3. 明治13年6月18日 明治天皇後巡幸、篠原長八郎宅で御小休（午後2時半）この巡幸に際し、茄子川の町通りの中央にあった水路を片側（上側）に寄せる工事がされた（落合宿も同様）

明治17年、政府は区町村会法を改正し、中央集権を強化して、今までの民選戸長を官選戸長にして戸長の管轄区域の拡大を図る措置をしました。

千旦林と茄子川村は、その年から両村連合村となり、土岐正憲（苗木藩士、平田門人）が初代の官選戸長となりました。

また戸長役場は千旦林村、立場の繁沢仙之助宅でありました。

この官選戸長制は明治22年（1889）市町村制が布かれるまで、市岡武充（タケミツ）、不破守善（モリヨシ）と続きました。この戸長役場の書類などは残念ながら現存しておりません。（引継書）はあります。

私の手元にある明治17年度（17年10月～18年6月）の連合村費支出予定議案を見ると次のようです。

総収入		67円11銭
内訳		
① 地価割	千旦林村	4万2817円
	茄子川村	5万2223円
	地価100円につき 5銭4毛	合計50円33銭
② 戸数割	千旦林村	170戸
	茄子川村	203戸
	1戸につき 4銭5厘	合計16円77銭7厘
支出	（大半は役場費で）	63円26銭
	主な支出は 小使給料	18円
	人夫賃	1円80銭
	その他備品費等	
	役場の借上料は	9円／年（月25銭）

明22年市町村制が布かれ、再び民選の村長が生まれることになりました。

千旦林村と茄子川村の村会は、明治22年7月31日、初代組合長（村長）に千旦林村の鈴木房吉を選び、同年8月1日不破守善戸長から役場事務の目録の引継ぎが行われて、茄子川村、千旦林組合村となりました。

その時の村会議員は次の12名でした。

千旦林村	向井七兵衛	小池長助	鈴木房吉
	山内様之助	林劔蔵	市川安太郎
茄子川村	鈴木義六	倉田利左エ門	成瀬和六
	糸魚川孫右衛門	勝民之助	西尾一太郎

この組合村は明治22年から明治33年両村が合併して坂本村となるまで約8年間に次の組合長が就任しました。

組合長	助役	収入役
鈴木房吉 (22~23、24~26)	倉田利左エ門	篠原長八郎
成瀬和六 (23~24)	同上	同上
林劔蔵 (26~27)	勝民之助	倉田利左エ門
西尾一太郎 (27/10~28/1)	繁沢仙之助	
繁沢仙之助 (28/1~30)	坂本村誕生まで	

組合村役場は初代村長鈴木房吉の時まで繁沢仙之助宅でしたが、二代目成瀬和六になり、茄子川字坂本の熊崎鋤吉宅の一室を借りた。後に家主の都合で西隣の篠原光太郎宅を借り、明治25年村役場が出来るまでここが村役場でした。

村役場は明治25年8月、最近まで役場があった所(旧支所跡)(注:2014年現在郵便局の場所)に新築されました。添えは明治20年に東町から中平までの新しい道、これを便道といいますが(今で言えばバイパスのことですが)その距離25町36間というから約2,790mが完成したので、(その道路と字境がこの地点に当るとは思いますが)、役場の位置をここに決定しました。

この役場の敷地と建築について少しお話することに致します。

茄子川村は佐々木平吉所有の字東通り626番地(山林)2畝18歩(地価13銭、地租3厘)の土地を一村総持ち(所有のこと)として買受け、千旦林は林劔蔵所有の字坂本1467番の2(山林)2畝18歩の土地を同じく一村総持ちとして買受け、合計5畝6歩(約515㎡)を役場敷地としました。

また、この土地を買うために両村は次の通りの土地をそれぞれ売却しました。

茄子川村は字東通り672番の原野45歩、千旦林村は上見・福田・坂本字の土地8畝15歩を売却しました。

役場の建坪は27,5坪で(約90,75㎡)両村2名宛ての新築係りを選び、明治25年4月15日着工、5月15日完成しました。

新築費用は317円18銭で両村の負担は地価・戸数に応じて割り付けることになり、茄子川村は165円15銭9厘、千旦林村は152円20銭1厘と記録されております。

役場の玄関の中央が両村の境界にあるように建てられ、屋根棟の鬼瓦には千旦林村に向いた瓦に「千」の字、茄子川村に向いた瓦には「茄」の字が入って細かい心配りがされておりました。

また、組合村の村議会はそれぞれの村の小学校で行い、議長はその都度両方へ出向きました。小学校の借り料は1回20銭で村会は年二回開かれ、議員の報酬は1回15銭、年2回で30銭でした。

この組合村は明治22年から明治29年まで8年間でしたが、その間に起きた歴史的な出来事は、明治22年4月4日帝国憲法(欽定憲法)が公布され、明治23年10月30日教育勅語が公布されました。また日清戦争も起こりました。

この地方での大きな災害である濃尾地震も明治24年10月28日に起きて、県内ではマグニチュード8,4 死者4,984人負傷者1万3,762人、家屋の全壊5万戸、半壊3,459戸などの被害がありましたが、茄子川村では県の記録では半壊の家1戸で義捐金6厘が明治26年5月18日付で交付されております。

しかし、茄子川釜焼の殆どは被害に遭い恩賜金16銭、義捐金99銭5厘 計1円15銭5厘が交付された記録があります。

明治29年5月恵那郡長から茄子川村、千旦林村が合併するよう強い要望があつて、両村再三に亘つて協議を重ねた結果、同年12月村議会で合併に賛成する決議がなされて、翌30年4月1日坂本村が誕生しました。

その時の組合長（村長）は繁沢仙之助でありました。

明治30年1月1日両村の戸数・人口は茄子川村234戸1,083人、千旦林村は200戸1,089人でした。

初代村長には小池長助が選ばれ、それ以来、昭和29年7月10日に中津川市と合併するまで57年間にわたる坂本村政が続きましたが、今では歴史の中に埋没してしまいました。

当時の村の三役と村会議員は次の通りでした。

村長	小池長助	助役	西尾重吉～倉田利左エ門		
収入役	成瀬恒次郎～加藤藤太郎（31年）				
村会議員	篠原長八郎	勝民助	西尾一太郎	篠原竹次郎	篠原利一
	倉田利左エ門	鈴木房吉	向井七兵衛	小池長助	
	浅野桑吉	岩久銀助	林劔蔵		
書記	林吉次郎等				

以上

《あとがき》

この原稿は平成2年9月29日、坂本公民館で坂本地区文化遺産保存会の「語り部」集会で話をした時のことを書き留めたものです。

これを始めた動機については、昭和59～69年、坂本地区の写真集を編集したときのこと、そのお説明文には役場の資料を参考にしようと考えました。

それは篠原（守）坂本公民館長がかつてさかもと支所の庶務係をしていた当時、古い書庫の整理をしたことがあり、明治以来の古い書類があったことを覚えていたことからの発案で、この書類に目を通して主な事項をカード式に記録しておけば、将来何かの約に立つのではないかと、4～5 人人に呼びかけて部門別に調べて行くうちに、このカード式では不十分で、各地で発行されている、郷土史や町村史を参考に、それに沿って書き留めて行こうと考えました。

篠原館長を中心に近藤、勝、千村、西尾、熊谷、成瀬の6名が調査研究してきましたが、平成元年の職員移動によって、館長が中津公民館へ転勤されました。

我々は丁度柱を取られてしまったようなもので一応この調査を中止しましたが、しかし、会合を重ねる中で、この保存会も前年に生まれ今年5月の第1回総会には会員も70名以上となり、文化遺産の立看板も10ヶ所建てる事が出来ました。

そこで私たちが調べた資料を何とかして会員の皆さんに知ってもらう方法を考えたのです。

各自の覚書をプリントし配布して、研究してもらうことも大切なことだと思いましたが、プリントに金も掛かる事でもあり、取敢えず「かたりべ」をして互いに勉強して行こうと提案しました。

そのためもあり、第1回の「かたりべ」は、老い先も短いと言う意味合いも含めて、私が前座を勤めることとなった次第であります。

(1991-9-1 成瀬 豊)

注：この冊子は本来、B5サイズで作成されております。

今回、字名の資料を製本化するに当って、この冊子をA4版に書き直して作成させて戴きました。

尚、表紙はスキャナでコピーの上使用しました。

成瀬豊氏は私たちのこの文化遺産保存会の設立時の発案者であり、その後も重鎮として後輩の指導をして頂きました。

没後にこのように再度世の中に出すことをお許しいただくと共に、深く感謝申し上げます。

平成27年 11月29日

坂本地区文化遺産保存会 会長 篠原郁郎